

(公印省略)

(群 教 互)

令和 7 年 5 月 3 0 日

各所属所長 様

群馬県教職員互助会

理事長 渡辺 郁美

令和 7 年度会員台帳及び選択型厚生事業助成券の配付について（通知）

このことについて、下記のとおり配付しますのでよろしくお願いいたします。

なお、受領報告は、LoGo フォームから令和 7 年 6 月 1 3 日（金）までに御報告願います。

記

1 会員台帳及び選択型厚生事業助成券の受領確認について

会員台帳の記載事項は令和 7 年 5 月 1 日現在（共済組合員資格取得状況による）で作成しています。この会員台帳は保管いただき、年度途中加入者等の管理に御利用ください。

選択型厚生事業に係る厚生事業助成券は、会員台帳と突合のうえ、所属毎の受領人数を、下記 LoGo フォームから報告してください。加入状況等に相違がある場合も同時に入力してください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/9cfD/1024393>

※この文書は互助会ホームページにも掲載します。

2 厚生事業助成券の御案内について

利用方法等は助成券の御案内に掲載しております。会員の方へ御周知ください。

臨時的任用職員等任用期間のある職員についても任用期間の長短にかかわらず満額発行となります。利用制限はありませんが、5 月までに退会となった方については、助成対象となりません。その方の助成券は返送をお願いします。

また、今年度から冊子「福利厚生事業のしおり」の配付はなくなり、各所属所へ 1 冊「福祉厚生事業の手引き」のみの配付となり、互助会ホームページをご覧頂くようになりました。各所属所におかれましては、各会員へ紛失されないよう保管場所等を工夫頂きますようお願いいたします。

例えば、所属での保管場所を決めて利用方法をご案内頂き、申請受付時に貼付してもらう等。

3 年度途中採用(互助会加入)者の取扱い

(1) 助成券の配付

共済組合員は加入時に提出する「共済組合員・被扶養者申告書」の互助会加入年月日から、また、共済組合員以外（特例会員）は「互助会加入申込書」に基づき交付します。5月から12月までの間に年度途中採用（互助会加入）された場合は、「選択型厚生事業助成券交付申請書」を「共済組合・被扶養者申告書」と併せて提出してください。今年度からは互助会員資格取得で11枚の配付となります。

但し、交付は12月までに会員となられた方とします。

また、年度内再採用（再加入）の場合も、「選択型厚生事業助成券交付申請書」を提出してください。前回に配付した助成券の未使用枚数がある場合は、未使用枚数分を配付します。

(2) 利用期間

加入日から会員期間内の利用で令和8年2月28日までです。

4 年度途中退職(互助会退会)者の取扱い

(1) 未使用の助成券について

未使用の助成券があれば必ず返却してください。

なお、年度内再採用（再加入）の場合は、新所属での再交付となります。上記3を参照してください。

(2) 割引方式（①人間ドック助成）の場合

共済の人間ドックは退職後の利用はできないので互助会の助成も利用できません。退職までに申請方式での利用があれば申請してください。また、当日持参忘れて割引されなかった場合や個人で受診した人間ドックは②健康管理助成で利用できます。

(3) 申請方式（②健康管理助成・③スポーツ施設等利用助成・④旅行助成・⑤厚生施設利用助成・⑥芸術文化助成・⑦資格取得助成・⑧教養研修助成・⑨育児介護助成）の場合

会員期間内に利用したものが対象となります。「共済組合資格喪失報告書」の提出までには申請してください。

5 厚生事業助成金の支払いについて

毎月10日頃までに互助会に提出された申請書は、審査後当月の末日に会員の給付金口座へ振り込みます。振込通知として、給付金台帳＜所属所保管用＞及び給付金決定通知書＜会員配布用＞を所属所長あてに送付しますので、所属所保管の申請書（写、または控等）との照合確認をお願いします。

6 提出期限について

助成券の利用と申請期限については、御案内のとおりですが、申請方式での利用については、早期ご利用申請のうえ、互助会への送付は2月28日までに終了できるようお

声がけください。年度数回に分けて送付いただくなどご協力をお願いいたします。

各所属所での受付申請日は2月28日までとなります。

なお、送付漏れや郵送日数等の猶予期間として、令和8年3月6日（金曜日）互助会へ必着とします。

7 その他

（1）加入時の互助会規約附則第4項の給付制限について

共済組合員の資格を取得した時に互助会加入の申込みをしていただきますが、臨時的任用職員の非会員からの加入希望者については、任用種別や期間等を鑑みて個別に判断いたします。

但し、任用期間中に自己都合で退会届書を提出している方の再加入や、加入退会を繰り返す事例があった場合は、給付制限を適用いたします。

（2）「厚生事業助成券」の再発行について

紛失や、毀損により使用に耐えない場合は再交付を行います。「選択型厚生事業助成券交付申請書」を提出してください。但し、締め切り間際は対応いたしません。

助成券は大切に保管してください。

担当：会計係
電話：027-226-4568